

告発事実

第1 特別背任罪（不正・不適切発注）

被告発人らは、関西電力株式会社において被告発人八木誠が2010年6月から2019年10月までの間代表取締役として業務全般を統括し、被告発人岩根茂樹が2012年4月1日から2020年3月14日までの間代表取締役として業務全般を統括し、被告発人豊松秀己が2010年6月29日から2019年6月21日までの間代表取締役として業務全般を統括し、被告発人白井良平が2010年6月29日から2017年6月28日までの間取締役であり、そのうち、2010年6月から2013年6月までの間は原子力事業本部長代理として、同本部の業務全般にわたって原子力事業本部長の職務を補佐する業務を所掌し、2013年6月から2017年6月までの間は特定の業務担当のない取締役を務め、他の取締役の業務執行を監視する業務に従事し、いずれも電気を供給するという公益的な役割を担う企業の代表取締役又は取締役として、電気の利用者からの信用を害することなく誠実に業務を遂行する義務、又は、適正な発注を行う義務を負っていたところ、自己若しくは第三者の利益を図り、又は関電に損害を加える目的を持って、2015年1月1日以降で、かつ、2018年2月20日までの間において、自己若しくは第三者の利益を図り、又は会社に損害を加える目的で、不正・不適切な発注を行わない任務、又は、当時関電の役職員が森山から多額の金品を渡されていたことなどから森山からの求めに応じて不正・不適切発注が行われる危険性が高かったのであるから、森山の関連業者に対して不正・不適切な発注が行われることのないように通常の取引先に対する発注や地元貢献の場合とは異なるより高度の発注に関する適正性を確保する体制を構築すべき任務、又は代表取締役ないし他の取締役の業務執行を監視すべき任務があったにもかかわらず、その任務に背き、2018年2月までの間に、吉田開発株式会社、柳田産業株式会社、株式会社オーイング、又は株式会社塩浜工業に対して、事前に情報提供、若しくは、事前に発注約束を伴う不適正な金額での工事又は不要な工事を発注し、会社に対し、発注価格と正当な価格の差額に相当する財産上の損害を加えた。

第2 背任罪（不正・不適切発注）

被告発人らは、関西電力株式会社において、被告発人森中郁雄が2013年6月から2019年6月までの間原子力事業本部長代理として原子力発電所に関連する業務に権限を有し又は従事し、被告発人鈴木聡が2013年6月から2018年6月までの間原子力事業本部副事業本部長（技術）として原子力発電所に関連する業務に権限を有し又は従事し、被告発人大塚茂樹が2016年

6月から2019年6月までの間原子力事業本部副事業本部長（発電）として原子力発電所に関連する業務に権限を有し又は従事し、いずれも関電の重要な役職を担う社員として誠実に職務を遂行する義務を負っていたところ、2017年1月1日から2018年2月20日までの間において、自己若しくは第三者の利益を図り、又は会社に損害を加える目的で、森山榮治に関連する吉田開発株式会社、柳田産業株式会社、株式会社オーイング、株式会社塩浜工業に対して、森山からの求めに応じて、事前の情報提供若しくは事前の発注約束を伴う不適正な金額での工事又は不要な工事を発注することによって、会社に対し、発注価格と正当な価格の差額に相当する財産上の損害を加えた。

第3 取締役等の収賄罪（金品受領）

被告発人らは、関西電力株式会社において被告発人岩根茂樹が2012年4月1日から2020年3月14日までの間代表取締役として業務全般を統括し、被告発人豊松秀己が2009年6月26日から2010年6月21日まで会社の取締役、かつ、原子力事業本部長代理として同本部の業務全般にわたって原子力事業本部長の職務を補佐する業務を所掌し、2010年6月から2019年6月までの間（2011年6月から2019年6月までの間は代表取締役副社長）は代表取締役、かつ、原子力事業本部長として原子力事業本部の業務全般を統括管理し、その職務に関し、森山榮治から、森山に関連する会社に業務を発注するにあたり工事情報の事前提供又は事前発注約束など便宜を図りたい旨の独占禁止法19条に違反する不正の請託を受け、森山榮治、柳田産業、オーイング、塩浜工業から、2017年1月1日から2019年6月21日までの間に現金その他の物品を受け取り、もって財産上不法の利益を収受した。

第4 業務上横領罪（追加納税分の補填）

被告発人岩根茂樹は、平成24年（2012年）4月1日から令和2年（2020年）3月14日まで関電の代表取締役の地位にあった者であり、被告発人八木誠は、平成21年（2009年）6月26日から令和1年（2019年）10月9日まで関電の代表取締役の地位にあった者であり、被告発人森詳介は、平成13年（2001年）6月28日から平成28年（2016年）6月28日まで関電の代表取締役の地位にあった者であり、それぞれ、その在任中、会社資金を預かり保管していた者であるが、被告発人八木誠及び被告発人岩根茂樹は、遅くとも平成30年（2018年）2月以降、被告発人森詳介と話し合った結果、関電の役職員が森山榮治らから金品を受領していたことに関し修正申告及びそれに伴う追加納税を行うこととなった豊松秀己、鈴木聡、森

中郁雄、大塚茂樹の4名について、それぞれが役員を退任したときに会社の経営が順調であれば修正申告時の追加負担分を5年間かけて関電が負担するとの方針を決定し、取締役を令和元年（2019年）6月21日付で退任し、かつ、同月22日付で関電のエグゼクティブフェローに就任した豊松秀己に対して、令和元年（2019年）7月から同年10月まで毎月30万円を追加納税分の補填として支払い、これを横領した。

第5 特別背任罪（第4の予備的告発事実・追加納税分の補填）

被告発人岩根茂樹は、平成24年（2012年）4月1日から令和2年（2020年）3月14日まで関電の代表取締役の地位にあった者であり、被告発人八木誠は、平成21年（2009年）6月26日から令和1年（2019年）10月9日まで関電の代表取締役の地位にあった者であり、被告発人森詳介は、平成13年（2001年）6月28日から平成28年（2016年）6月28日まで関電の代表取締役の地位にあった者であるが、いずれも電気を供給するという公益的な役割を担う企業の代表取締役として、電気の利用者からの信用を害することなく誠実に業務を遂行する義務を負っていたところ、被告発人八木誠及び被告発人岩根茂樹は、自己若しくは第三者の利益を図り、又は関電に損害を加える目的で、遅くとも平成30年（2018年）2月以降、被告発人森詳介と話し合った結果、関電の役職員が森山榮治らから金品を受領していたことに関係する金品受領問題に関し修正申告及びそれに伴う追加納税を行うこととなった豊松秀己、鈴木聡、森中郁雄、大塚茂樹の4名について、それぞれが役員を退任したときに会社の経営が順調であれば修正申告時の追加負担分を5年間かけて関電が負担するとの方針を決定し、取締役を令和元年（2019年）6月21日付で退任し、かつ、同月22日付で関電のエグゼクティブフェローに就任した豊松秀己に対して、令和元年（2019年）7月から同年10月まで毎月30万円を追加納税分の補填として支払い、もって関電に対し、120万円の財産上の損害を加えた。

第6 特別背任罪（役員報酬減額分の補填）

被告発人らは、関西電力株式会社において被告発人八木誠が2009年6月26日から2019年10月9日までの間代表取締役として業務全般を統括し、被告発人森詳介が2001年6月28日から2016年6月28日までの間代表取締役として業務全般を統括し、被告発人八嶋康博が2011年6月29日から取締役就任し、2016年6月28日から2017年6月28日までは代表取締役として業務全般を統括し、電気を供給するという公益的な役割を担う企業の代表取締役又は取締役として、電気の利用者からの信用を害するこ

となく誠実に業務を遂行する義務、又は囑託等への報酬額を決定するにあたり、法令及び社内手続きに違反しない義務を負っていたところ、被告発人兩名は、自己若しくは第三者の利益を図り、又は関電に損害を加える目的をもって、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震津波によって発生した福島第一原子力発電所事故を受けて、関電の管理運営する原子力発電所全ての運転を停止したことによって収支が悪化したため、役員報酬等の削減を電気料金の認可申請内容とすることにより電気料金の値上げの認可を受けて、2013年5月と2015年6月の2回にわたって電気料金の値上げをし役員報酬を減額していることから、役員報酬の減額分に相当する金額を補填することについて電気の使用者に対する説明責任を果たす任務があったにもかかわらず、又は、人事・報酬等諮問委員会の審議、取締役会決議（会社法362条4項）、若しくは監査役が補填対象に含まれている場合には監査役会の協議（会社法387条2項）といった適正な手続を経て対価の相当性を担保した報酬額を算定すべき任務があったにもかかわらず、その任務に背き、2015年10月頃から2016年4月までの間に、役員報酬の減額分に相当する金額を業績回復後かつ役員退任後に支払うことにより減額分を補填することを決め、被告発人森詳介は2016年5月27日から同年6月13日にかけて同年6月の株主総会終結後に退任する被告発人森詳介自身を含む合計8名の役員等に対し、また、被告発人八木誠は2017年5月23日から2019年6月14日にかけて豊松秀己を含む合計10名の役員等に対し、それぞれ、その退任後、役員等に在任中の報酬減額分を考慮した報酬額で相談役、エグゼクティブフェロー又は囑託を委嘱する旨の稟議を決議し、報酬額についても被告発人森詳介及び被告発人八木誠がそれぞれ決議し、2016年7月から2019年10月までの間に、役員報酬減額分を考慮した対価の相当性を欠く金額を支払うことで、当該補填のために関電から2億5900万円を支払い、もって関電に対し、2億5900万円の財産上の損害を加えた。

（罪名及び罰条）

- 第1の事実 特別背任罪（会社法第960条第1項）
- 第2の事実 背任罪（刑法第247条）
- 第3の事実 取締役等の贈収賄罪（会社法第967条第1項）
- 第4の事実 業務上横領罪（刑法第253条、刑法65条1項）
- 第5の事実 特別背任罪（会社法第960条、刑法65条1項）
- 第6の事実 特別背任罪（会社法第960条、刑法65条1項）